

適正配置の考え方

■適正配置に関わる法令等の位置付け

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条第1項第2号 通学距離が、小学校にあってはおおむね4km以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6km以内であること

○文科省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月27日）」
・通学時間の考え方について、以下のように記述されている。

○適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。

■本市における学校の配置状況

- ・小学校
通学距離は、おおむね4km以内の範囲にある。
- ・中学校及び義務教育学校
通学距離は、おおむね6km以内の範囲にある。

※本市では、原則「小学校において、通学距離がおおむね2.5km以上ある場合は、スクールバスを利用できる」とされており、現在小学校及び義務教育学校13校でバスの運行を行っている。

※中学校及び義務教育学校後期課程は自転車通学を認めている。

【地区別学校数（所在地）】

地区	太田	九合	沢野	菰川	鳥之郷	強戸	休泊	宝泉	毛里田	尾島	木崎	生品	綿打	藪塚東部	藪塚西部
小	1	3	3	2	2	1	1	3	1	2	1	1	1	1	1
中	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1
義				1											

※沢野地区の中学校には、太田中（細谷町）を含む